（2）受講資格について

教育実習の実施にあたって、本学では以下の①～⑧の事項を教育実習実施要件とし、確認書・誓約書の提出をしてもらいます。(誓約書提出後でも、以下の要件から外れた場合は、実習取消となります。)

① 教育実習実施の前年度３月末までに、認定単位を含め76単位以上を修得していること。

② 教育実習実施の前年度３月末までに、以下の科目を全て履修している方。

> 【特別支援学校教育実習要件科目】P64★科目
> 「特別支援教育」「特別支援教育総論」「知的障害児の心理・生理・病理」
> 「肢体不自由児の心理・生理・病理」「病弱児の心理・生理・病理」「知的障害児教育Ⅰ」
> 「知的障害児教育Ⅱ」「肢体不自由児教育」「病弱児教育」

③ 資質・能力に優れ、教職につく意志の強固な方。

④ 実習校の正常な教育活動を妨げる恐れのない方。

⑤ 麻疹の抗体検査を受検し、数値が陽性である方。

⑥ 伝染病疾患のない方。

⑦ 妊娠中でない方。

⑧ 教育実習事前指導を受講し、担当教員が教育実習実施に十分な知識・技能・姿勢等が備わっていると判断した方。

（3）教育実習校の確保について

教育実習を受け入れる学校には、教育実習生を受け入れる義務は一切ありません。後輩の養成に協力しようというご厚意によって受け入れていただいているという意識を持ち、実習に臨んでください。

【岡山県内で実習希望の場合】

原則、本学より教育実習受入れ依頼の手続きをとります。

【岡山県外で実習希望の場合】

大学からの実習校の斡旋･紹介は基本的に行っていません。最寄りの学校、縁故のある学校などと学生が直接交渉の上実習先を確保してください。一部の公立学校では、特別な申請手続きが必要となり、個人で実習校の確保ができない場合もありますので、早い時期に実施希望地域の教育委員会、実習希望校の条件等を把握しておいてください。

【注意】

学校勤務者(教諭・講師・事務職員・介助員・心の教室相談員・学童保育指導員等、学校で勤務されている方)の**勤務校での教育実習実施は認められません。**勤務校および勤務校の別校舎以外で実習校を確保してください。また、以前勤務していた学校や親族が勤務している学校および定時制や通信制の学校での実習も原則認められません。

（3）教育実習について

教育実習は、教育職員免許法施行規則第６条の規定に基づき、教職を希望する方が学校教育の場において学んだ知識や理論をいかして、実践的な知識・技能・姿勢を培うための必修科目です。

1）教育実習受講の流れ

実習前年度	4月	次年度実習の案内通知（確認書・希望調査等）
	5月	確認書の提出および希望調査申込締切
	5月～10 月	教育実習希望校へ依頼
	10 月中旬	教育実習内諾通知書提出締切
	3月	実習要件単位数を満たしているか確認
実習年度	4月	「教育実習事前指導」スクーリング受講（誓約書の提出）
	5月～11 月	教育実習（時期は実習校と相談すること、期間は２週間または４週間）
	8月 or 2月	「教育実習事後指導」スクーリング受講 ※実習時期が５月～７月の方は８月に受講、９月～11 月の方は２月に受講

2）受講資格について

教育実習の実施にあたって、本学では以下の事項を教育実習実施要件とし、誓約書の提出をしてもらいます。

①教育実習実施の前年度３月末までに、認定単位を含め76単位以上を修得していること。
②教育実習実施の前年度３月末までに、本学で定める校種別の実習要件を満たしていること。
（下記「３）学校種別の実習要件について」に詳細を記載）
③資質・能力に優れ、教職につく意志の強固な方。
④実習校の正常な教育活動を妨げる恐れのない方。
⑤実習校に勤務中でないこと。
⑥伝染病疾患のない方。
⑦妊娠中でない方。
⑧教育実習事前指導を受講し、担当教員が教育実習実施に十分な知識・技能・姿勢等が備わっていると判断した方。

3）学校種別の実習要件について

各学校種（教科）それぞれについて、実習に行くための要件が異なります。
実習前年度3月末までに、Ａ・Ｂ・Ｃそれぞれのグループから必要単位数以上修得してください。

□幼稚園□

グループ	選択科目群	必要単位数
A	「教育の思想と原理」「教職入門」「教育心理学」「発達心理学」 「特別支援教育論（初等）」「教育課程論」「子ども子育て教育相談」 「教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）」	12単位以上
B	「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と環境」「幼児と言葉」「幼児と表現 」	４単位以上
C	「保育内容「健康」指導法」「保育内容「人間関係」指導法」 「保育内容「環境」指導法」「保育内容「言葉」指導法」 「保育内容「造形表現 」指導法」「保育内容「音楽表現」指導法」 「保育内容「身体表現 」指導法」	８単位以上

□小学校□

グループ	選択科目群	必要単位数
A	「教育の思想と原理」「教職入門」「教育心理学」 「特別支援教育論」「道徳教育の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法（初等）」「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）」 「生徒指導・進路指導論」「教育相談（初等）」	12単位以上
B	「言葉の理解」「社会の理解」「数の理解」「自然の理解」「生活の理解」 「音楽の理解」「美術の理解」「衣・食・住の理解」「運動・健康の理解」 「英語の理解」	4単位以上
C	「国語科教育法」「算数科教育法」	4単位（必修）
	「理科教育法」「音楽科教育法」「図画工作科教育法」「家庭科教育法」 「体育科教育法」「小学校英語科教育法」	4単位以上

□中学校・高等学校（英語）□

グループ	選択科目群	必要単位数
A	「教育の思想と原理」「教職入門」「教育心理学」 「特別支援教育論」「道徳教育の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）」 「生徒指導・進路指導論」「教育相談（中等）」	10単位以上
B	「英語文法」「上級オーラルコミュニケーションⅠ（発展）」	4単位（必修）
	「上級英語文法」「上級英語」「映画とテレビの英語」「英語文学」 「英語文学史」「上級オーラルコミュニケーションⅡ（実践）」 「英語のリズムとイントネーション」「時事英語」 「異文化コミュニケーション論」「比較文化論」「国際関係論」「時事問題」	6単位以上
C	「英語科教育法Ⅰ（基礎）」「英語科教育法Ⅱ（応用）」	4単位（必修）

□中学校・高等学校（数学）□

グループ	選択科目群	必要単位数
A	「教育の思想と原理」「教職入門」「教育心理学」 「特別支援教育論」「道徳教育の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）」 「生徒指導・進路指導論」「教育相談（中等）」	10単位以上
B	「代数学Ⅰ」「幾何学Ⅰ」「解析学Ⅰ」「コンピュータ演習Ⅰ」	8単位（必修）
	「代数学Ⅱ「代数学Ⅲ」「幾何学Ⅱ」「幾何学Ⅲ」「解析学Ⅱ」「解析学Ⅲ」 「確率論」「統計学」「コンピュータ演習Ⅱ」	2単位以上
C	「数学科教育法A」「数学科教育法C」	4単位（必修）

●他校種の免許状を所有している場合●

他の学校種の普通免許状の授与を受ける資格が有ることにより充当できる単位は、本学の教育実習の要件において、修得済みであるとみなされます。よって、他校種の免許状を有している場合は、前頁実習要件にある必要単位数が減ります。

ただし、充当する元の単位を修得せずに免許状を取得した場合は、この限りではありません。

〈例〉中学校教諭一種免許を取得済みの方が、小学校教諭一種免許を取得する場合

小学校実習要件のＡグループより「教育の思想と原理」「教職入門」「教育心理学」「教育相談（初等）」は修得済みとみなされます。（充当する元の単位を同じ科目区分で修得していることを前提とする。）よって、Ａグループの要件は以下のようになります。

グループ	選択科目群	必要単位数
A	「教育の思想と原理」「教職入門」「教育心理学」 「特別支援教育論」「道徳教育の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法（初等）」「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）」 「生徒指導・進路指導論」「教育相談（初等）」	12 単位以上

グループ	選択科目群	必要単位数
A	「特別支援教育論」「道徳教育の理論及び指導法」 「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」 「教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）」「生徒指導・進路指導論」	４単位以上

※Ｂグループおよびグループの要件は変わりません。

●他大学で修得した教職課程の単位がある場合●

他の大学等で教職課程の科目の単位を修得しており、その単位を本学における教育実習受講の要件として活用したい場合は、（編）入学後、所定の締切日までに「既修得単位振替認定申請」を行ってください。単位を修得した大学における当該科目のシラバスを確認し、認定の可否が審査されます。本学の科目として認定された場合は、本学における教育実習の要件としてカウント可能です。ただし、申請された科目がすべて認定されるとは限りません。

４）教育実習校の確保について

学校には、教育実習生を受け入れる義務は一切ありません。後輩の養成に協力しようというご厚意によって受け入れていただいています。したがって、実習校の確保は学生自身が責任をもって自己開拓することになります。謙虚な姿勢で依頼をしてください。実習校は、学生の出身校、最寄りの学校、縁故のある学校などと学生が直接交渉し確保してください。大学からの実習校の斡旋や紹介は行っておりません。

また、一部の公立学校では、特別な申請手続きが必要となり、個人で実習校の確保ができない場合もあります。早い時期に実施希望地域の教育委員会、実習希望校の条件等を把握しておいてください。

【注意】 学校勤務者（教諭・講師・事務職員・支援員・学童保育指導員等）の勤務校での教育実習実施は認められません。勤務校以外で実習校を確保してください。また、以前勤務していた学校や、親族が勤務している学校、定時制・通信制・単位制の学校での実習も原則認められません。